

## 定期巡回・随時対応サービス 「地域の利用者」への提供を明確化

### 第154回社会保障審議会介護給付費分科会開催

2017年12月1日（金）9：00～12：00

12月1日に開催された介護給付費分科会で、運営基準概要（案）、居宅介護支援の報酬・基準（案）が示されました。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護（定期巡回・随時対応サービス）事業所は、「地域の利用者」にもサービスを提供しなければならないことを明確にすることが示されました。

#### 1. 運営基準の改正（案）

##### 地域包括ケアシステムの推進

①介護医療院の創設

②医療と介護の連携の強化

○入院時に担当ケアマネの氏名等を入院先医療機関に提供するように依頼することを、居宅介護支援事業者が義務づける

○訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔や服薬の状態等を主治医に伝達することをケアマネに義務づける

○末期の悪性腫瘍の利用者には主治医の助言を得ることを前提に、サービス担当者会議の招集を不要にする

③各種サービスの供給量の増大

④公正中立、質の高いケアマネジメンツの推進

○利用者は複数の事業所の紹介を求めることが可能であることを居宅介護支援事業者が義務づける

○管理者の要件は主任ケアマネジャー（一定の経過措置期間を設ける）

⑤共生型サービスの基準

##### 自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現

○身体的拘束等の適正化の推進

##### 多様な人材の確保と生産性の向上関係

①定期巡回型サービスのオペレーターは「同一事業所の職員」の兼務を認める

事業所間の連携が図られているときは、オペレーターの集約を認める

介護・医療連携推進会議の開催頻度は年4回から2回とする

##### 介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保

①福祉用具貸与における機能や価格帯の異なる複数商品の提示等

②訪問回数の多い利用者への対応

通常のケアプランとかけ離れた回数の訪問介護（生活援助中心型）は、ケアマネジャーは市町村にケアプランを届けることとする

##### 地域へのサービス提供の推進

定期巡回・随時対応型訪問介護看護（定期巡回・随時対応サービス）事業所は、「地域の利用者」に対してもサービス提供をおこなわなければならないことを明確化する

#### 2. 居宅介護支援事業の報酬・基準

① 退院・退所加算を一定回数以上算定している事業所

② ターミナルケアマネジメンツ加算（仮称）を一定回数以上算定している事業所

③ 特定事業所加算（Ⅰ～Ⅲ）のいずれかを算定している事業所

※ ②の年間算定実績が確認できる2019年度から算定を開始してはどうか

その他詳細は、下記、厚生労働省HPをご覧ください

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000186701.html>